

平成 17 年 3 月 30 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

神奈川県情報公開運営審議会
会 長 磯 部 力

第 11 期神奈川県情報公開運営審議会の審議状況について（報告）

神奈川県情報公開運営審議会は、第 11 期（平成 15～16 年度）の任期の満了を迎えるに当たり、ここにこれまでの審議状況を取りまとめ、報告いたします。

1 はじめに

当審議会は、神奈川県情報公開条例（平成 12 年神奈川県条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき、情報の公開に関する制度の改善その他の重要事項につき実施機関の諮問に応じて調査審議するため、知事から委嘱を受けた 16 名の委員によって構成されています。

当審議会は、条例が県民の「知る権利」を実質的に保障する制度であることを基本認識とし、情報公開制度の運用状況等について任期中に計 5 回の会議を開催して、調査審議を行いました。今期は、「情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱い」及び「指定管理者制度における情報公開」についての審議を行うほか、平成 16 年 10 月に知事から諮問を受けた「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実」について審議を行いました。

審議の結果、「情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱い」については、2 のとおりであり、「指定管理者制度における情報公開に

ついて」は、平成16年11月に中間報告書として提出し、「県民との情報共有化を一層推進するための情報の公開、提供等の充実」については、平成17年3月に答申いたしました。

なお、今期の審議の概要は、別紙「第11期審議会の審議経過」のとおりです。

2 情報公開請求に係る大量の不服申立ての取扱いについて

例外的な大量請求に対する取扱い方策については、第10期運営審議会において、審議、検討を行い、平成13年度の中間報告として知事に提出しました。

県は、この報告に基づいて、明らかな害意が認められる請求や超大量請求などについての取扱いを定めた「不適正な大量請求に対する取扱い要綱」を制定し、平成14年4月から施行しています。

ところで、最近、個別の請求自体は必ずしも上記要綱に定める不適正な大量請求に該当するとは認められないものの、多数の公開請求を行い、これらに対する諾否決定が全部公開の決定でない限り、その大半について不服申立てを行うといった例が見られるようになっていきます。

このような不服申立てを受けた実施機関は、形式的な要件が満たされていれば、条例に基づき、原則として、神奈川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、審査会はこれに対して答申を行うこととなります。

しかし、このような不服申立てが多数繰り返される場合には、結果として、不服申立てを受けた実施機関の事務や諮問を受けた審査会の他の事案の調査審議に支障をきたすこととなります。

このため、このような不服申立てに対する取扱い方策について審議、検討を行い、次のように取りまとめました。

(1) 情報公開請求に係る不服申立ての現状と課題

近年、短期間に同一人から情報公開請求に係る不服申立てが大

量に行われたため、これらの不服申立てについて実施機関からの諮問を受けた審査会の負担が増大し、諮問案件の迅速な審議に支障を来たすという事態が生じています。今後も、こうした事態が生ずる場合には、他の情報公開請求者の権利の迅速な救済を阻害するおそれがあるので、こうした場合における対応策を検討することとしました。

(2) 対応策について

ア 基本的な考え方

同一人から大量の不服申立てが行われた場合に、これらを迅速に処理するためには、次のような対応が考えられます。

(ア) 大量の不服申立てのうち、明らかに正当な権利の行使の範囲を逸脱していると認められるものについては、実施機関において、当該不服申立てを不適法なものとして却下すること。

(イ) 適法なものとして審査会に諮問された不服申立てについては、その迅速な処理を図るために、審査会における審査の進め方等に関して一層の工夫を行うこと。

イ 具体的な対応策

(ア) 不服申立てを不適法なものとして却下することについて

○ 不服申立てが大量であることだけを理由に、実施機関において直ちにこれを不適法なものとして却下することは困難であり、基本的には、それぞれの不服申立ての内容、不服申立てに至る経緯等を検討し、個別具体的にその適法性を判断する必要があります。

○ 具体的には、不服申立てにより公開を求められている情報が、条例に規定される非公開情報に該当することが明らかであるにもかかわらず(注1)、当該非公開情報の公開を求める不服申立てが繰り返される場合など、明らかに正当な権利の行使の範囲を逸脱し、不服申立ての権利の濫用であると認められるものについては、実施機関において、当該

不服申立てを不適法なものとして却下することが適当であると考えられます。

(注1) 例えば、特定個人の氏名・住所等、条例第5条第1号本文に該当する個人情報であって、かつ、同号ただし書きのいずれにも該当しないことが明らかである場合など

(イ) 審査会における事案の迅速な処理について

審査会においては、これまで審査委員の増員、部会制の導入など審査体制の整備や、関連案件の一括審議等、審議の迅速化を図るために種々の工夫を行ってきたところですが、一層の迅速化のために、次のような方策を検討する必要があると考えられます。

- 不服申立ての対象となった文書が大量であって、かつ、非公開とされた情報の理由とその性質が定型的である場合など(注2)、必ずしも対象文書のすべてを確認しなくとも適切な判断が可能な場合には、実施機関から対象文書に記録されている情報の内容を分類、整理した資料の提出を受けて、これにより審査を行うなど、審査会の調査権限をより一層活用し、審議の迅速化を図る。

(注2) 例えば、スポーツ振興に関係して、関連の団体に支出された助成金等の振込口座に係る情報や、支出関係書類に記載された個人の住所など

- 大量の不服申立てに係る事案については、審査手続きの簡略化、審議の早い段階での答申書案の検討、あるいは答申書の簡易化を図ることなどにより、審議に要する時間の短縮化を図る。